

田中産業株式会社

代表取締役 田中 康生 殿

暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する確約書

- 1 当社並びに当社の役員および従業員等（以下「当社等という」）は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しない。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等
 - (6) その他前各号に準ずるもの
- 2 当社等は前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係に有る者（以下、「反社会的勢力等」という。）と次の各号のいずれかに該当する関係も有しない。
 - (1) 反社会的勢力等によって、経営を支配される関係
 - (2) 反社会的勢力等が、経営に実質的に関与している関係
 - (3) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
 - (4) その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
- 3 当社等は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わない。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 4 当社等は、下請け又は再委託先業者（下請け又は再委託契約が数次にわたるときは、その全てを含む。以下に同じ。）との関係において
 - (1) 下請け又は再委託先業者が前1、2及び3に該当せず、また将来においても該当しない
 - (2) 下請け又は再委託先業者が前号に該当することが判明した場合には直ちに契約を解除し、又は契約解除のための措置をとる。
- 5 当社等は、下請け又は再委託先業者が反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合には、これを拒否し、又は下請けもしくは再委託先業者をしてこれを拒否させるとともに、速やかにその事実を貴社に報告し、貴社の捜査機関への通報に協力する。
- 6 当社等は、上記各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合、及びこの確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしで貴社との取引が停止され又は貴社と締結した全ての契約が解除されても一切意義を申し立てず、また貴社に対し賠償ないし補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合でも、一切当社の責任とする。

上記全ての事項について確約いたします。

年 月 日

住 所
社 名
代表者

印